

○内国旅行の旅費について

昭和61年9月12日

経監第16号

高等長官、地方・家庭所長あて事務総長依命通達

裁判所職員(司法修習生を含む。以下「職員」という。)又は職員以外の者で裁判所の依頼若しくは要求に応じて公務の遂行を補助するため旅行するものに支給する内国旅行の旅費については、他の法律に特別の定めがある場合を除き、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)の定めるところによるほか、下記によってください。

記

1 職務又は職務の級

職員に関する法第2条第1項第3号に規定する指定職俸給表に相当する職務及び同条第2項に規定する行政職俸給表(一)に相当する職務の級は、次に定めるところによる。

(1) 裁判官、裁判官の秘書官、執行官及び司法修習生については、別表第1のとおりとする。

(2) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の準用を受ける職員については、指定職俸給表又は行政職俸給表(一)の準用を受ける者にあつては、その者について定められている職務又は職務の級により、またこれらの俸給表の準用を受けない者にあつては、別表第2及び第3のとおりとする。

(3) 民事調停官、家事調停官、精神保健審判員、専門委員、労働審判員、民事調停委員、家事調停委員及び精神保健参与員並びに司法委員及び参与員(司法委員及び参与員となるべき者を含む。)については、別表第4のとおりとする。

(4) (1)から(3)までに定める職員以外の職員については、必要の都度最高裁判所長官に上申し、その指示を受けて定める職務又は職務の級による。ただし、行政職俸給表(一)の2級以下に相当すると認められる者については、2級以下で、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長(以下「長官等」という。)が相当と認める職務の級相当の旅費を支給することができる。

2 在勤地の地域

法第2条第3項の規定による「在勤地」の地域の境界には、大字若しくは字又はこれらに準ずるものの境界をもつて当てることができるものとし、その境界は、同項の規定を基準として、長官等が定める。

3 職員が証人等として旅行した場合の旅費

職員が法第3条第4項に規定する事由により証人、鑑定人、参考人、通訳等(以下「証人等」という。)として旅行する場合に支給する旅費は、最高裁判所長官に上申し、その認可を受けなければならない。

4 職員以外の者の旅費

- (1) 別表第5の「種別」欄に掲げる者(職員を除く。)に対する法第3条第4項の規定による旅費は、同表により、職員に準じて支給する。
- (2) (1)の場合を除き、職員以外の者に旅費を支給する必要がある場合には、最高裁判所長官の認可を受けなければならない。ただし、行政職俸給表(一)の2級以下に相当すると認められる者については、2級以下で長官等が相当と認める職務の級相当の旅費を支給することができる。

5 鉄道賃及び船賃

- (1) 「鉄道賃」又は「船賃」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第16条又は海上運送法(昭和24年法律第187号)第8条(同法第23条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づいて、鉄道運送事業者、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者が国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める運賃又は料金をいう。
- (2) 「特別車両料金」とは、鉄道事業法第16条の規定に基づいて、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第1項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第61号)附則第2条第1項に規定する新会社(以下「旅客会社等」という。)が定めた特別車両の料金をいい、旅客会社等所有の特別車両が旅客会社等以外の鉄道運送事業者線路に運行される場合に、当該鉄道運送事業者が鉄道事業法第16条の規定に基づいて国土交通大臣への届出により定めた当該特別車両の料金を含む。
- (3) 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算する。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となつている場合には、普通急行料金と座席指定料金との合計額を急行料金として支給する。
- (4) 特別車両料金の額は、次の区分による。
 - ア 法第16条第2項の規定により急行料金を支給する区間については、急行列車に係る特別車両料金
 - イ 一の旅行区間に急行列車と普通列車とが直通して運転する列車を運行する線路がある場合でその線路を利用する区間の一部に対して急行料金を支給するときは、その線路を利用する区間については、急行料金を支給する当該一部区間の路程に応じた急行列車に係る特別車両料金
 - ウ ア及びイに定める区間を除く区間については、普通列車に係る特別車両料金
- (5) 法第16条第1項に規定する座席指定料金は、一の座席指定券の有効区間ごとに計算する。
- (6) 法第17条第1項の座席指定料金には、船室の設備の利用料金は、含まない。
- (7) 特別船室料金の額は、特別船室料金を徴する船室で指定席と自由席があるものを有する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、指定席に係る特別船室料金とする。
- (8) 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額について、高等裁判所長官に随行する秘書官に

については、高等裁判所長官と同一の級の額を支給することができる。

6 航空賃

航空賃(内国旅行の航空賃に限る。)は、当該旅行における公務の内容客及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと長官等が認めた場合に支給することができる。

7 日額旅費

- (1) 職員が営繕工事監督のため旅行する場合には、宿泊しないときにあつては別表第6の1に定める日額旅費を、宿泊するときにあつては目的地に到着した日の翌日から目的地を出発する日の前日までの日数に応じて別表第6の2に定める日額旅費を支給する。
- (2) (1)に定める場合において、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(以下「運賃」という。)を要するときは、次に定める額を日額に加えて支給することができる。

ア 宿泊しない場合

最下級運賃の実費額が当該旅行において支給される日額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える額

イ 宿泊する場合

最下級運賃の実費額が宿泊施設と用務地間の距離又は所要時間に応じた別表第6の1のそれぞれの区分による額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える額

- (3) 日額旅費の額について減額調整をする必要がある場合又は(1)及び(2)に定める日額旅費以外の日額旅費を支給する必要がある場合には、最高裁判所長官の認可を受けなければならない。
- (4) 日額旅費を支給する旅行で宿泊しないものである場合において、天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、法に定める旅費(日当を除く。)を支給し、日額旅費は、支給しない。

8 在勤地内の旅費

法第27条第1号の規定により支給する日当は、行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満にわたる旅行の場合には日当定額の3分の1に相当する額とし、行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上にわたる旅行の場合には日当定額の2分の1に相当する額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

9 旅費の調整

- (1) 職員の職務又は職務の級がさかのぼつて変更された場合において、長官等が当該職員等が既に行つた旅行についての旅費額の増減を行うことが適当でないと認めたときは、その変更に伴う旅費額の増減は、行わない。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合において、長官等が正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給することが適

当でないと認めたときは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料の全額を支給しない。

(3) 研修を受けるための旅行等の場合には、次に定めるところによる。

ア 研修を受けるための旅行が旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合には、上級の旅客運賃は、公務の必要上やむを得ず上級の船室を利用しなければならない特別の事情があるときを除き、支給しない。

イ 司法修習生が司法研修所において行う修習(中間研究等を含む。)を受けるための旅行が旅客運賃の等級を区分する船舶による場合には、最下級の旅客運賃とする。ただし、教官等と共に旅行する場合において、修習の目的を達成する上で支障を及ぼすときは、この限りでない。

(4) (3)の場合のほか、鉄道旅行又は水路旅行について、長官等がその旅行目的、緩急の度合い等により、所定の旅客運賃、特別車両料金、特別船室料金、座席指定料金又は急行料金を支給する必要がないと認めた場合には、所定の旅客運賃、特別車両料金、特別船室料金、座席指定料金又は急行料金は、支給しない。

(5) 長官等が当該旅行の日程、用務内容等により、正規の日当を支給することが適当でないと認めた場合には、日当の一部又は全額を支給しない。

(6) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養した場合において、長官等が正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でないと認めた場合には、その療養中の日当及び宿泊料は、定額の2分の1に相当する額とする。

(7) 赴任に伴う実際の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた法別表第1の移転料定額による額とする。

(8) 着後手当(扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。以下同じ。)について、次に掲げる理由があり、長官等が正規の着後手当を支給することが適当でないと認めた場合には、着後手当の額は、次に定める額とする。

ア 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員のための国設宿舍又は自宅に入る場合 法別表第1の日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合 法別表第1の日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 法別表第1の日当定額の4日分及び宿泊料定額の4夜分に相当する額

(9) 国の経費以外の経費から旅費が支給されるため、長官等が正規の旅費を支給することが適当でないと認めた場合には、国の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、これを支給しない。

(10) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)第2条第2項に規定する本土と同条第1項に規定する沖縄との間の赴任の場合に支給する法第23条第1項に規定する移転料の額は、当分の間、同項に規定する移転料の額の10分の3に相当

する額を同項に規定する移転料の額に加算した額によることができる。

- (11) 法第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができる。
- (12) 法第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のうち、6歳未満の者を3人以上随伴する場合における2人を超える者ごと及び12歳未満6歳以上の者に支給する特別車両料金又は特別船室料金の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の特別車両料金又は特別船室料金の額によることができる。
- (13) この通達によるもののほか、法第46条の規定を適用する必要がある場合には、長官等は、最高裁判所長官の認可を受けなければならない。

付 記

- 1 この通達は、昭和60年12月21日から適用する。ただし、同日から同月31日までの間は、記1の(2)中「一般職の職員の給与等に関する法律」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えて適用する。
- 2 昭和27年6月11日付け最高裁判所会甲第1128号事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」は、昭和60年12月20日限り、廃止する。

付 記(昭和62年経監第29号)

この通達は、昭和62年4月1日から実施する。

付 記(平成2年経監第78号)

この依命通達は、平成2年4月1日から適用する。

付 記(平成3年経監第137号)

この通達は、平成3年12月24日から実施する。

付 記(平成6年経監第99号)

この通達は、平成6年9月1日から実施する。

付 記(平成9年経監第14号)

この通達は、平成9年1月21日以後に出発する旅行から適用する。

付 記(平成9年経監第23号)

この通達は、平成9年4月1日から適用する。

付 記(平成12年経監第61号)

この通達は、平成12年6月19日から実施する。

付 記(平成13年経監第5号)

この通達は、平成13年1月6日から実施する。

付 記(平成13年経監第144号)

この通達は、平成13年12月1日から実施する。

付 記(平成14年経監第159号)

この通達は、平成14年12月1日以降に出発する旅行から適用する。

付 記(平成15年経監第158号)

この通達は、平成16年1月1日から実施する。

付 記(平成16年経監第44号)

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付 記(平成16年経監第122号)

この通達は、平成16年5月1日から実施する。

付 記(平成17年経監第000308号)

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の施行の日から実施する。

付 記(平成18年経監第000023号)

この通達は、平成18年2月10日から実施する。

付 記(平成18年経監第000127号)

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記(平成18年経監第000300号)

この通達は、平成18年7月1日から実施する。

別表第1

指定職俸給表	判事	判事補	簡易裁判所判	裁判官の秘書	執行官	司法修習生
--------	----	-----	--------	--------	-----	-------

及び行政職俸 給表(一)の級			事	官		
指定職	判事		4号以上			
10級						
9級		2号以上	5号から7号ま で	9号俸から12 号俸まで		
8級		3号及び4号	8号及び9号			
7級		職権特例判事 補(4号以上の ものを除く)、 5号及び6号	10号及び11号	5号俸から8号 俸まで		
6級				3号俸及び4号 俸		
5級		7号から9号ま で	12号から14号 まで		執行官	
4級		10号以下	15号以下	2号俸		
3級				1号俸		
2級						司法修習生

別表第2

行政職俸給表(一)の 級	行政職俸給表(二)	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)
10級		5級		
9級		4級	8級	
8級		3級の5号俸以上		
7級		3級の4号俸以下	7級	7級
6級		2級の13号俸以上	6級	6級
5級		2級の9号俸から12号 俸まで	5級	5級
4級	5級	2級の8号俸以下 1級の25号俸以上		
3級	4級	1級の13号俸から24 号俸まで	4級 3級の5号俸以上	4級 3級の5号俸以上
2級	3級	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上

1級	2級 1級		2級の8号俸以下 1級	2級の28号俸以下 1級
----	----------	--	----------------	-----------------

別表第3 再任用職員

行政職俸給表(一)の 級	行政職俸給表(二)	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)
10級		5級		
9級		4級	8級	
8級				
7級		3級	7級	7級
6級			6級	6級
5級			5級	5級
4級	5級	2級		
3級	4級	1級	4級 3級	4級 3級
2級	3級		2級	2級
1級	2級 1級		1級	1級

別表第4

種別		職務
民事調停官又は家事調停官	経験年数(裁判官又は検察官であつた年数を含む。以下同じ。)10年以上の弁護士	指定職相当
	経験年数10年未満の弁護士	7级以上相当
精神保健審判員	医師免許取得後17年以上の医師	指定職相当
	医師免許取得後17年未満の医師	7级以上相当
専門委員		7級相当
労働審判員		7級相当
民事調停委員又は家事調停委員		6級相当
精神保健参与員		6級相当
司法委員又は参与員(司法委員又は参与員となるべき者を含む。)		5級相当

別表第5

種別	支給額
国家公務員(国会議員を除く。以下同じ。)	その職務又は職務の級相当
国会議員	指定職相当額
経験年数(裁判官又は検察官であった年数を含む。以下同じ。)10年以上の弁護士	指定職相当額
経験年数10年未満の弁護士	7級以上相当額
国家公務員、国会議員及び弁護士以外の者で法令に基づいて中央官庁に設置された委員会、調査会等の構成員	7級以上相当額
その他の委員会、調査会等の構成員	5級又は4級相当額

別表第6

1 宿泊しない場合

区分	日額	
旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	3級以上	590円
	2級以下	530円
旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合	3級以上	900円
	2級以下	790円
旅行が行程25キロメートル以上の場合で在勤地以外の場合	3級以上	1,190円
	2級以下	1,050円

2 宿泊する場合

日額\区分	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合		下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	旅館に宿泊する場合		
	宿泊料を徴しない場合	宿泊料を徴する場合		30日未満の期間につき	30日以上60日未満の期間につき	60日以上期間につき
3級以上	3,140円	5,870円	4,400円	9,190円	8,260円	7,350円
2級以下	2,570円	4,760円	4,070円	7,410円	6,670円	5,930円

備考 旅館に宿泊する場合とは、旅館業法第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場合をいう。